

医療管理ニュース Vol.91

6月開始 !!

給与支払い時の定額減税額控除をお忘れなく

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

対象者は、**令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円（給与所得者の場合は給与収入が2,000万円）以下**である人です。また減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限る） 所得税30,000円 住民税10,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）
1人につき 所得税30,000円 住民税10,000円

給与所得者に対する定額減税は、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与（賞与を含む）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する⇒「月次減税事務」
控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除します。
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う⇒「年調減税事務」
※住民税は令和6年6月給与の特別徴収を行わず、特別控除後の住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで毎月徴収。

給与所得以外の事業所得や不動産所得などに係る定額減税

- ① 令和6年分の予定納税額からの控除
令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る定額減税額に相当する金額（30,000円）を控除します。第1期分予定納税額から控除をしても控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除します。
- ② 確定申告における年税額からの控除
事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

詳しくは税理士にご相談いただくか、
定額減税 特設サイト で検索ください。



（香山 豊）